

諮問番号：平成28年度諮問第1号

答申番号：平成29年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年4月23日付けで提起した、処分庁葛飾区長による情報一部公開決定処分（平成28年4月8日付け28葛環清第21号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）のうち、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分については、却下されるべきである。しかし、本件審査請求のその余の部分については、棄却されるべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、集団回収をしている団体A（以下「本件団体」という。）における、平成27年度からの、

ア 年度別集団ごみ回収量

イ アを元に算出される報奨金の3月、9月支給額

ウ イを元に算出される加算金支給額（年度別、上期、下期別）

エ 平成27年度4月から平成28年3月までの月別品目別回収量詳細

オ 前回請求で非開示にしたア～ウの部分（平成27年10月14日交付済）

【補記】平成27年10月16日付け、27葛環清第503号

カ オの非開示にした過去5年分の部分

の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対し、葛飾区長が平成28年4月8日付けで行った、本件団体の代表者名及び住所並びに平成28年1月～3月分の回収量（以下「本件情報」という。）を非公開とする情報一部公開決定の取消しを求めるものである。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

(1) 集団回収をしている団体（以下「実践団体」という。）の代表者名及び住所は、葛飾区情報公開条例（平成4年条例第30号。以下「条例」という。）第9条第2項アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当し公開されるべきである。

(2) 実践団体の代表者名及び住所が公開されなければ、本区内に実在する者かどうか等、実践団体が公金たる報奨金の支給条件を満たしているかを知る権利が阻害される。

(3) 以上から、本件処分を取り消し、対象文書の全部開示を求める。

## 2 処分庁の主張の要旨

(1) 実践団体の代表者名及び住所は、条例第9条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別され得るもの」に該当する。

(2) 次に、実践団体の代表者名及び住所が同号ア規定の必要的開示事由に該当するか否かを検討すると、実践団体の代表者名及び住所を何人に対しても等しく公開することを求める法令は存在しない。また、葛飾区集団回収促進支援要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項において、実践団体に関する情報のうち、個人を識別できるものについては、本人の承諾を得てから周知することと定めていることから、実践団体の代表者名及び住所を何人に対しても等しく公開するという事実上の慣習は存在せず、現に公衆が知りうる状態に置かれている情報や、将来的に公開する予定（具体的に公開が予定されている場合に限らず、公開請求があれば何人にも提供することを予定している場合を含む）の下に実施機関が保有している情報及び通例として公開されている情報でもない。したがって、これらの情報は、条例第9条第2号アの「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」ではない。

また、同号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」又は同号ウの公務員情報にも該当しない。

(3) 以上から、実践団体の代表者名及び住所は同号規定の必要的開示事由に該当せず、非公開情報である。よって、審査請求人の主張は理由がない。

## 3 審査庁の意見

原処分維持が適当である。なお、処分庁は、原処分のうち、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分について、平成28年10月25日に取り消し、改めて一部公開決定をしている。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分については理由があることから、本件処分は取り消されるべきである。しかし、本件審査請求のその余の部分については理由がないから、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件情報が条例第9条第2号の非公開情報に該当するか

ア 個人識別情報（条例第9条第2号前段）の該当性について

条例第9条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの」（以下「個人識別情報」という。）を非公開情報と定める。

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報をいうと解され

るから、個人の氏名及び住所も「個人に関する情報」に該当する。もともと、本件情報は権利能力なき社団である本件団体の情報として法人情報にも該当するが、私的生活を営む代表者個人に関する情報でもあり、法人情報という一面を有していることから、ただちに個人情報に該当しないということとはできない。

また、個人の氏名及び住所は、特定の個人が識別され得る情報である。したがって、本件情報は、条例第9条第2号に規定する個人識別情報に該当すると認められる。

イ 公領域情報（条例第9条第2号ただし書きア）の該当性について

条例第9条第2号ただし書きアは、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（以下「公領域情報」という。）を非公開情報の例外としているところ、現在、実践団体の代表者名及び住所について公開することを予定した法令の規定はない。

また、審理員の質問に対する処分庁の回答によれば、区が実践団体の代表者の氏名及び住所を区民に提供しているとみる事実はない。そして、本件団体が区長に提出した平成22年2月12日付け「集団回収実践団体変更届」には、近辺で資源を出したいと区民から依頼があった場合等に、団体名・代表者名・電話番号・改修品目を公表することについて、「承諾しません」と記載があることから、これらの情報が慣行として公開され、又は公開することが予定されているともいえない。

また、本件団体は、平成6年に実践団体として登録されたBから、平成21年に登録変更がなされた団体であり、C住宅に住む877世帯が加入しているとのことであることから、本件団体はBとは別個の、C住宅の住民を構成員とした任意団体とみることができるところ、このような団体の代表者の氏名及び住所の情報を公開すべきとする法令の規定は存在しないし、慣行として公開され、またその予定があると認める事情もない。

よって、本件情報が、公領域情報に該当するとは認められない。

(2) 本件情報が裁量的開示情報（条例第10条の2）に該当するか

条例第10条の2は、「実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し当該情報を公開することができる」としている。

審査請求人は、政治献金や暴力団への献金等、実践団体に支払われる報奨金から不適切な支出が容易に伺える事情があるから、公益上、本件情報の公開が特に必要である等述べるようであるが、審査請求人が主張するような事実について、具体的、現実的な疑惑の存在を認めるに足る証拠はなく、処分庁の裁量に基づく公開を義務付けるような特段の事情があるとみるのは困難である。また、本件情報が公開されなければ、行政の適正な執行を確保できないということもできない。したがって、本件において、公益上特に必要があるとは認められず、本件情報を非公開とした処分庁の判断に違法性はなく、不当であるとも認められない。

(3) 文書の不存在について

実践団体は、区長に対し、毎月翌月15日までに前月分の資源回収実績を報告

することとされており、処分庁は、本件情報公開請求時（平成28年3月31日）において、平成28年1月及び2月分の本件団体に係る資源回収実績報告書を收受しているものと認められる。したがって、平成28年1月及び2月分の資源回収量について処分庁が文書を不存在とした判断は違法といわざるを得ず、本件処分のうち、平成28年1月及び2月分の月別品目別回収量詳細について非公開とした部分については、取り消されるべきである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成28年11月14日	諮問書の受理
平成28年12月13日	審議
平成29年 1月30日	審議
平成29年 3月28日	審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件情報が条例第9条第2号の非公開情報に該当するか（以下「争点1」という。）であり、次に本件情報が条例第10条の2の裁量的開示情報に該当するか（以下「争点2」という。）である。

### 2 争点に対する判断

#### (1) 争点1について

条例は、第9条において非公開情報のいずれかに該当する場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない旨を定めており、同条第2号で「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人は識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報をいうと解されていることから、個人の氏名及び住所は「個人に関する情報」に該当する。また、個人の氏名及び住所は、特定の個人を識別され得る情報である。したがって、本件情報は、条例第9条第2号の非公開情報に該当すると認められる。

なお、本件情報は、本件団体に関する情報という一面も有しているが、本件団体の構成員の個人に関する情報でもある。これまで本区における情報公開に係る取扱いにおいては、その場合、条例第9条第2号本文前段が適用されるものとしてきた。したがって、本件団体に関する情報という一面も有していることから、ただちに「個

人に関する情報」に該当しないということとはできない。

次に、条例第9条第2号ただし書きアにおいて、個人識別情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」は非公開情報から除外されている。これは、一般的に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいため、公開することにしたものと解される。

そこで、本件諮問書に添付された参考資料をみると、実践団体の代表者名及び住所について公開することを予定した法令等の規定はない。また、区が実践団体の代表名及び住所の情報を区民に提供している事実はなく、本件情報が、慣行として公開されている状態に置かれているとはいえない。さらに、平成22年2月12日付け「集団回収実践団体変更届」によると、近辺で資源を出したいという区民から依頼があった場合等に、本件情報を公表することについて、「承諾しません」という記載があることから、本件情報が将来、公開が予定されている情報であるとはいえない。

したがって、本件情報が条例第9条第2号ただし書きアに該当するとは認められない。

## (2) 争点2について

条例は、第10条の2において公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対して当該情報を公開することができる」と規定している。これは非公開にすることにより保護する利益よりも公開することによる公益上の必要性の有無の判断について実施機関に裁量権を認めたものであるが、実施機関がその裁量権の行使に当たり、逸脱、濫用した場合には、その判断の結果としての非公開決定は違法となると解される。

審査請求人は、実践団体に支払われる報奨金から、政治献金や暴力団への献金等の不適切な支出が容易に伺え、公益上、本件情報の公開が特に必要である等述べているように思われる。しかし、審査請求人の主張するような事実について、具体的、現実的な疑惑の存在を認めるに足る証拠はなく、処分庁の裁量に基づく公開を義務付けるような特段の事情があるとみるのは困難である。

したがって、本件情報を非公開とした処分庁の判断に違法性はなく、不当であるとも認められない。

## (3) 文書の不存在について

審査庁によると、処分庁は、本件処分のうち、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目別回収量詳細）に係る文書を不存在とした部分についてはこれを取り消し、一部を開示する決定を行い、平成28年10月17日付けで「情報一部公開決定の一部の取消し及び決定について」と題する文書を審査請求人に送付したことが認められる。そのため、本件審査請求のうち、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目別回収量詳細）に係る文書を不存在とする部分については、本件審査請求を維持する法律上の利益はない。

なお、付言するに、処分庁は、平成28年1月及び2月分の資源回収量（月別品目別回収量詳細）に係る文書を、本件情報公開請求時には収受していたのであり、

これを本件情報公開請求に対して不存在としたことは違法である。約7カ月後にこれを取り消し、公開したものであるが、今後、このような違法な判断をしないようにすべきである。

### 3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

### 4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会  
会長 大竹 由紀子  
委員 室井 敬司  
委員 上松 正明